

## 不良債権の状況【単体】

### リスク管理債権（再生法開示債権）

(単位:百万円)

	2021年3月31日	2022年3月31日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	22,058	20,918
危険債権	38,375	46,492
三月以上延滞債権	833	650
貸出条件緩和債権	30,343	27,659
合計	91,611	95,721
正常債権	5,190,231	5,312,244
総与信残高に占める割合 (%)	1.73	1.77

(注) 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

### 貸出金償却額

(単位:百万円)

	2021年3月期	2022年3月期
償却額	26	—

### 貸倒引当金残高及び内訳

(単位:百万円)

	2021年3月31日					2022年3月31日				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	18,225	22,019	—	18,225	22,019	22,019	27,066	—	22,019	27,066
個別貸倒引当金	19,294	20,924	2,615	16,679	20,924	20,924	21,420	1,838	19,086	21,420
うち非居住者向け債権分	996	1,132	—	996	1,132	1,132	1,012	—	1,132	1,012
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	37,519	42,943	2,615	34,904	42,943	42,943	48,486	1,838	41,105	48,486

(注) 当期減少額のうち他欄に記載の減少額はそれぞれ以下の理由によるものであります。  
 一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額  
 個別貸倒引当金・・・洗替及び回収による取崩額

### 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(金融再生法)に基づく資産の査定額

(単位:百万円)

	2021年3月末	2022年3月末	対比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	22,058	20,918	△1,140
危険債権	38,375	46,492	8,117
要管理債権	31,176	28,310	△2,866
小計(A)	91,611	95,721	4,110
正常債権	5,190,231	5,312,244	122,013
合計(B)	5,281,842	5,407,965	126,123
対象債権に占める比率(A/B) (%)	1.73	1.77	0.04

(注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未取利息、仮払金、支払承諾見返及び銀行保証付私募債の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分しております。

#### ●用語の解説

##### 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。

##### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のことです。

##### 3. 要管理債権

要管理債権とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」のことです。

##### 4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、前記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権のことです。